

南丹市原子力災害対策 住民避難計画

平成 26 年 2 月

南 丹 市 防 災 会 議

目 次

I 基本的事項	3
1, 計画の位置付け	
2, 避難に当たっての基本的考え方	
3, 避難計画上の運用の確認	
4, 緊急時における判断及び防護措置実施基準の設定	
II 計画の対象範囲	5
1, 避難計画の対象とする地域	
III 避難に関する情報伝達	14
1, 伝達先	
2, 伝達経路及び手段	
3, 伝達内容	
IV 避難誘導及び住民の輸送	21
1, 緊急集合場所、避難先等	
2, 避難所の設置	
3, 輸送計画及び輸送経路	
4, 避難の誘導確認	
V 災害時要援護者に対する避難支援等	26
1, 在宅の要援護者の避難	
2, 在宅の要援護者の状況	
3, 外国人に対する避難支援	
4, 災害時要援護者施設の避難体制	

Ⅵ 避難計画上の保育、学校施設	29
1， 保育施設	
2， 教育施設	
3， 学校等関係者の対応	
 Ⅶ 医療体制の確保	31
1， 初期被ばく医療	
2， 救護所の開設	
3， 安定ヨウ素剤の服用	
 Ⅷ 仮設住宅建設候補地	36
 Ⅸ 住民避難誘導体制	37
 X 広域避難計画	40
 資料編	41

I 基本的事項

1. 本計画の位置付け

本避難計画は、国の「原子力災害対策指針」に基づき、南丹市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定に伴い、福井県若狭地方に立地する原子力発電所から放出された放射性物質による無用な被ばくを避けるため、原子力災害が発生したとき、屋内退避（コンクリート屋内退避）及び避難等、円滑に住民の防護活動が図れるよう必要な事項を定めるものである。

2. 避難に当たっての基本的方針

- （１）緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の全住民を重複なく、それぞれいずれかの施設に収容できるように避難所を指定する。
- （２）いずれの住民も、高浜発電所及び大飯発電所から遠ざかる方向に移動するように配慮する。
- （３）住民に対する避難先での行政サービスの提供を考慮し、南丹市内の公共施設への避難を基本とする。
- （４）屋内退避及び避難等の防護活動の実施にあたっては、原子力発電所における事故等の状況に応じ、SPEED I ネットワークシステムや放射線環境モニタリングの結果により、実情に即して、柔軟に対応する。

3. 避難計画の運用上の確認

国、関西電力㈱、京都府等から原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国から予防的防護措置を講じるよう指示があった場合、住民等に対して、屋内退避、避難の指示等応急対策を的確に実施し、市民に混乱が生じないように配慮する。

特に、地震等との多重災害の場合は、避難経路となる道路や橋梁の状況、避難所となる公共施設の状況、またライフラインとなる上下水道や電気の供給状況など、避難に伴う安全対策や避難受入れ対策を十分確認する。

なお、「避難」は、その原子力災害による状況等により、以下の２つに分類される。

- （１）避難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置。
- （２）一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置。

4. 緊急時における判断及び防護措置実施基準の設定

警戒事象発生時、特定事象発生時、緊急事象発生時それぞれの段階で、緊急時放射線モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言、指示により、UPZ内の住民等に対して屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、京都府、国に要請するものとする。

■ 緊急事態における施設状況の判断基準（EAL）

区分	事象	主な防護措置	
		PAZ内	UPZ内
警戒事態	原発立地県で震度6弱以上など	避難準備（要援護者）	
施設敷地緊急事態	5分以上の全交流電源喪失など	避難（要援護者） 避難準備（一般） 安定ヨウ素剤服用準備	屋内退避準備
全面緊急事態	5分以上の非常用直流電源喪失など	避難（一般） 安定ヨウ素剤服用指示	屋内退避 避難、一時移転 安定ヨウ素剤服用準備

■ 京都府の防護措置の基準（OIL）

区分	実測値	防護措置の概要
OIL1	500 μ Sv/h	数時間以内に区域を特定し、避難を実施。
OIL2	20 μ Sv/h	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間以内に一時移転を実施。
飲食物のスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h	数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL4	β 線 40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。

〔資料編〕 「1. 防護措置実施基準」

Ⅱ 計画の対象範囲

１．避難計画の対象地域

南丹市は、高浜、大飯の各発電所から約 15 ～ 18 km の距離に位置し、市域の一部が原子力災害対策指針の原子力災害対策重点区域の U P Z 圏内となる。

このことから、原子力発電所で発生した事故等有事の際には、国、事業者（関西電力㈱）、京都府等と協議し、災害対策基本法に基づき、市長は必要に応じて、防護活動や避難指示を発令する。

（１）U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）と避難計画の対象とする範囲

【※世帯数、人口は平成 25 年 11 月末現在の住民基本台帳による】

	高浜発電所 U P Z 対象	大飯発電所 U P Z 対象
集落数	53 地区	50 地区
人 口	4,098 人	3,720 人
世帯数	1,780 世帯	1,570 世帯
対象地域	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]
	避難計画の対象地域	
集落数	57 地区	
人 口	4,372 人	
世帯数	1,880 世帯	
対象地域	美山町全域	

注－１）地域防災計画に定めるＵＰＺが、南丹市美山町の約８０～９０％を占めており、市役所美山支所がＵＰＺ内に入ることから、地形や避難経路等の道路条件、また避難後の行政サービス等を考慮し、避難対象の範囲を設定する。

注－２）国の原子力災害対策指針及び MACCS2 の予測結果を踏まえ、７日間で 100mSv という IAEA の基準をもとに、100mSv を超える被ばくはさせない前提条件で「ＵＰＺ」を決定。（ただし、100mSv までの被ばくを許容しているというわけではない）

（２）防護、避難体制等の実施の考え方

住民避難の実施については、原子力発電所の事故の規模等に応じて、時間的経過を考慮し、国の指示により、屋内退避、避難などの予防的防護措置対象となる区域を定め、段階的な避難体制が必要な場合は、市民に適性かつ的確に情報を伝達する。

（３）段階的な避難体制

① 屋内退避

（ア）発電所で事故の通報が市に入れば、放射線環境モニタリングの結果を注視。

（イ）一定レベル（防護対策指標）を超える恐れがあるときは、屋内退避を指示。

② 第一次避難体制

（ア）屋内退避後、一定期間（２～３日程度を目安）しても、事故の終息をみない場合は、放射性物質の放出量、気象条件、放射線モニタリング結果を考慮し、概ね 20km 圏域の住民避難を実施。

（イ）その他のＵＰＺ圏域等の住民に対しては、屋内退避等を指示。

③ 第二次避難体制

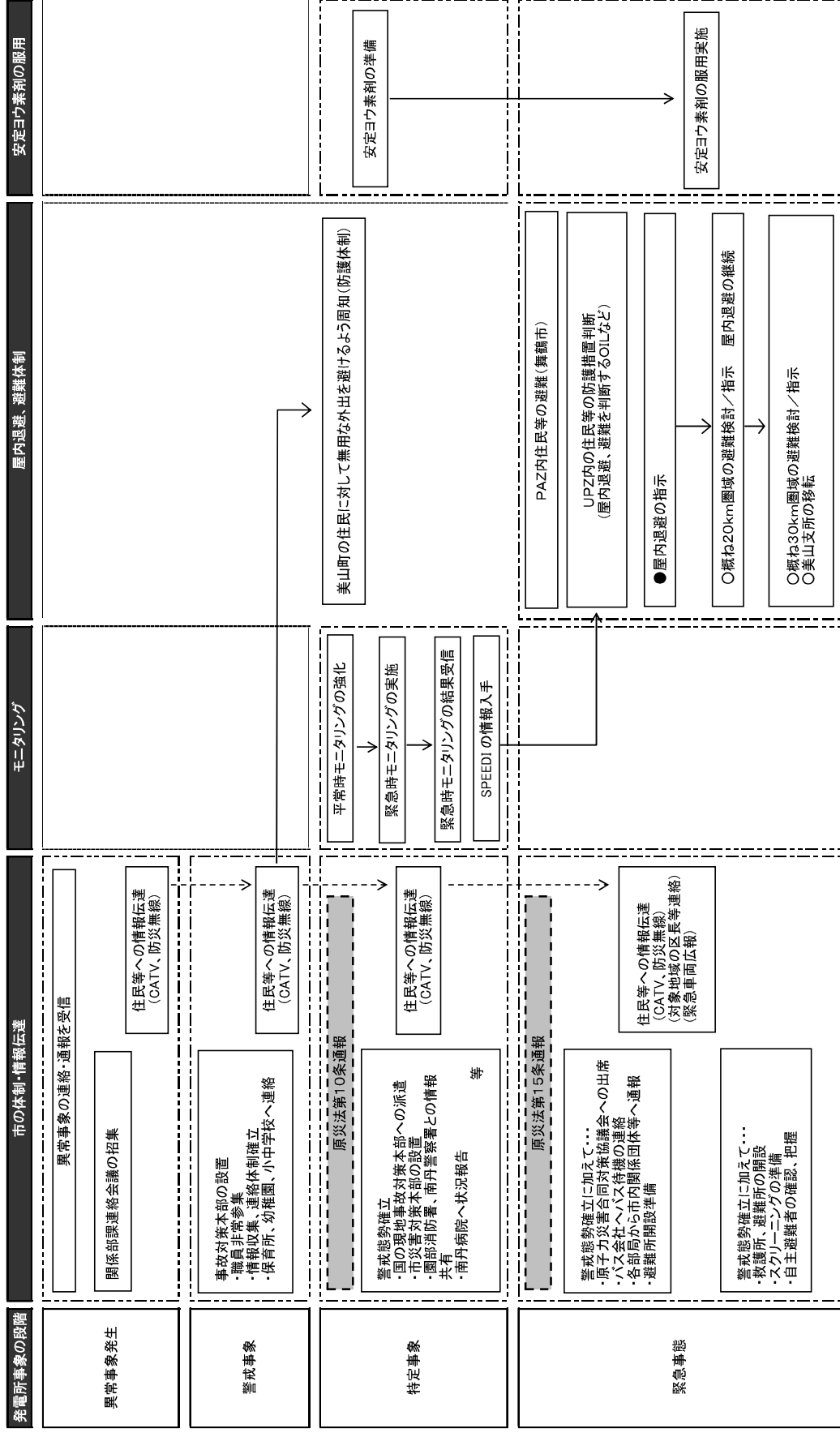
（ア）第一次避難実施後、発電所事故の推移や放射線モニタリングの確認により、放射線量が高い地域、または高くなるおそれある地域のＵＰＺ圏域等の住民の避難体制をとる。

概ねの対応方針は別表のとおりとする。

(別表)

	想定される状況	対 応	対象地域	
			高浜発電所	大飯発電所
警戒事態	○原子力発電所での事故通報 【原災法第10条通報】	●情報収集 ●SPEEDI データの入手 ●オフサイトセンターへ派遣 ●警戒広報 ●防護対策（屋内退避、避難）検討	・情報収集等により、警戒すべき地域を中心に市内全域に広報する。	
緊急事態 (Ⅰ)	○放射線放出量が一定レベルを超える事態の場合 ○国「原子力緊急事態宣言」発出 【原災法第15条通報】	●情報収集 ●屋内退避指示 ●避難所、救護所開設準備 ●安定ヨウ素剤準備	モニタリング結果等により、屋内退避指示の対象地域を決定	
緊急事態 (Ⅱ)	○原子力発電所事故後2～3日経過後、放射線放出量が増大し、事故の終息をみない場合	●情報収集 ●モニタリングの実施 ●概ね20km地域の避難指示の検討 ●避難所、救護所の開設 ●スクリーニングの実施 ●安定ヨウ素剤服用	【第一次避難体制】 ◇対象地域 美山町福居地域、豊郷地域、盛郷地域	【第一次避難体制】 ◇対象地域 美山町山森、熊壁、知見
緊急事態 (Ⅲ)	○原子力発電所の事故終息がかなりの期間を要し、放射線放出量が増大されると判断される場合	●情報収集 ●モニタリングの実施 ●U P Z圏等の避難指示の検討 ●避難所、救護所の開設 ●スクリーニングの実施 ●安定ヨウ素剤服用	【第二次避難体制】 ◇対象地域 美山町全城 ※ただし、事故・災害状況や環境モニタリング、放射線拡散予測等総合的な判断によって避難区域を選定。	

防護、避難体制等の実施体系



【参考－１】

■原子力発電所災害対策の第一次避難対象地域

	高浜発電所 避難対象	大飯発電所 避難対象
避難対象地域	美山町福居地域、盛郷地域、 豊郷地域	美山町山森、熊壁、知見
人口	３６８人	１０４人
世帯数	１６９世帯	５２世帯

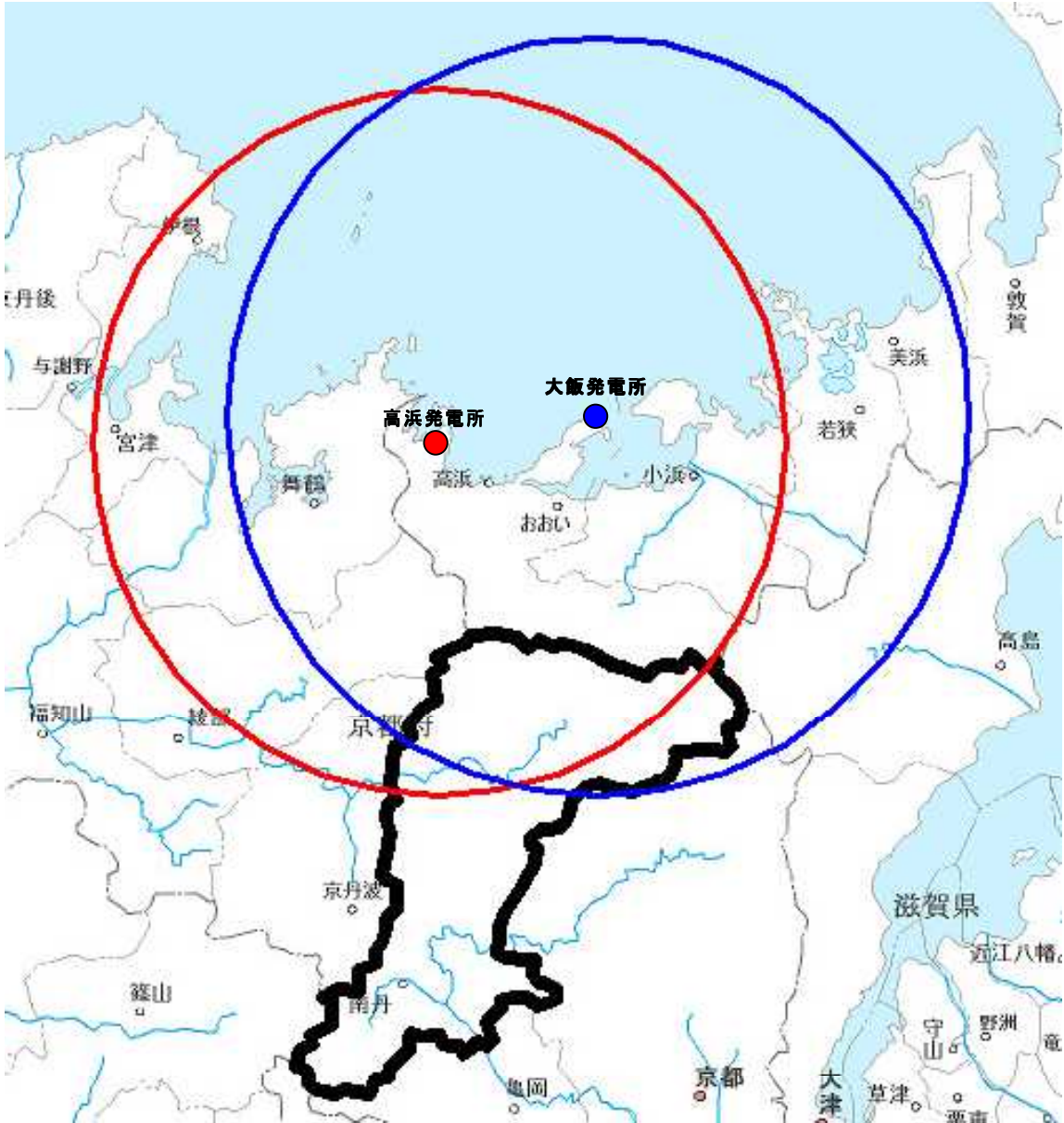
<第一次避難対象地域の内訳>

No	地域名	世帯数	人口	うち 要援護者	対象発電所	
					高浜	大飯
1	福居(山森)	9	23	6	○	○
2	福居(熊壁)	15	25	9	○	○
3	福居(脇)	8	21	3	○	—
4	福居(庄田)	10	16	5	○	—
5	盛郷(林)	12	31	2	○	—
6	盛郷(上吉田)	16	37	5	○	—
7	盛郷(田土)	21	52	12	○	—
8	豊郷(洞)	27	57	12	○	—
9	豊郷(名島)	12	30	5	○	—
10	豊郷(神谷)	17	32	5	○	—
11	豊郷(松尾)	22	44	16	○	—
12	知見	28	56	19	—	○
	合計	197	424	99		

【※世帯数、人口は平成25年11月末現在の住民基本台帳による】

【参考一2】

高浜発電所・大飯発電所のUPZ

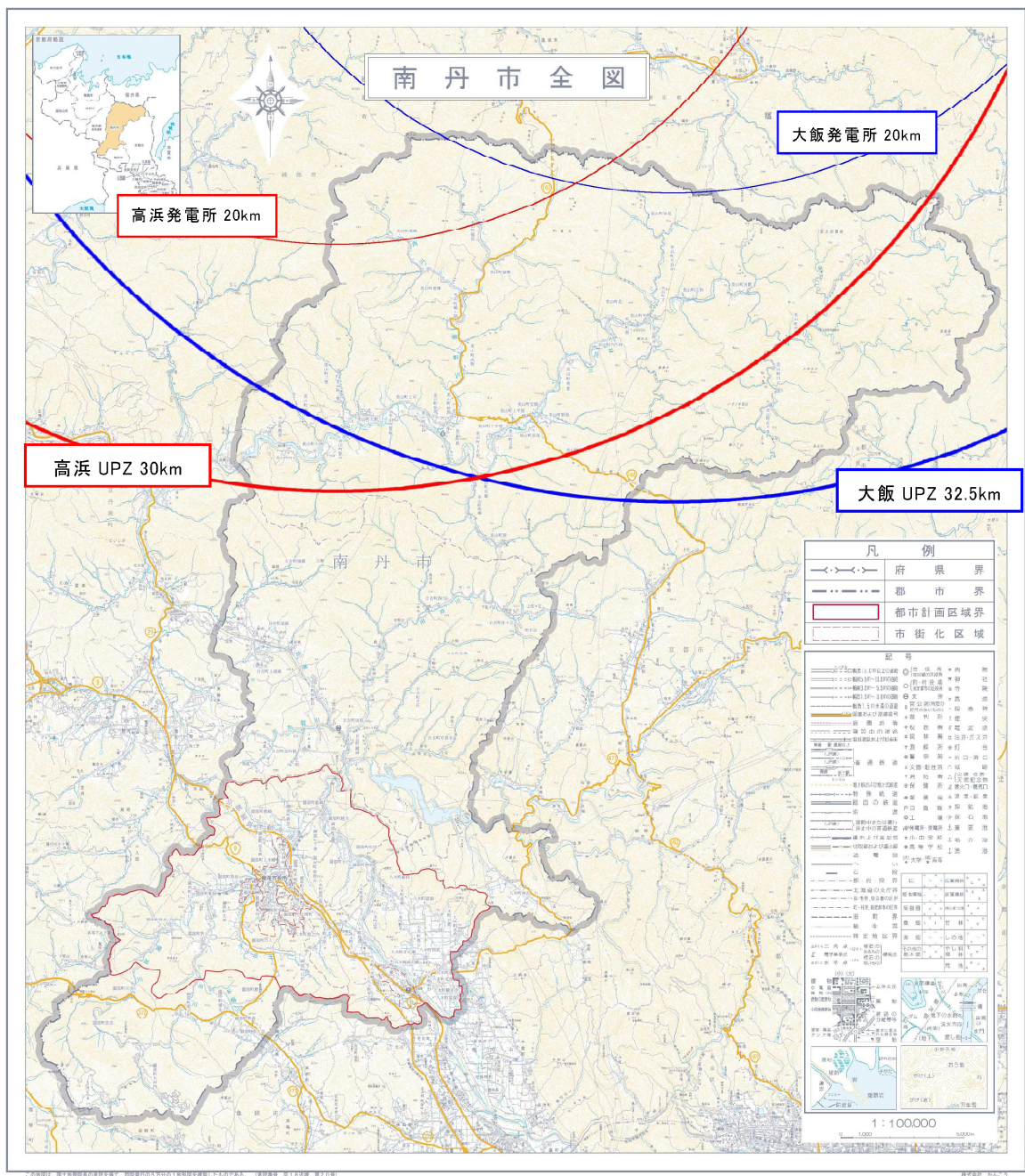


※ 朱線の円は、高浜発電所UPZ区域（30km圏）を示す。

※ 青線の円は、大飯発電所UPZ区域（32.5km圏）を示す。

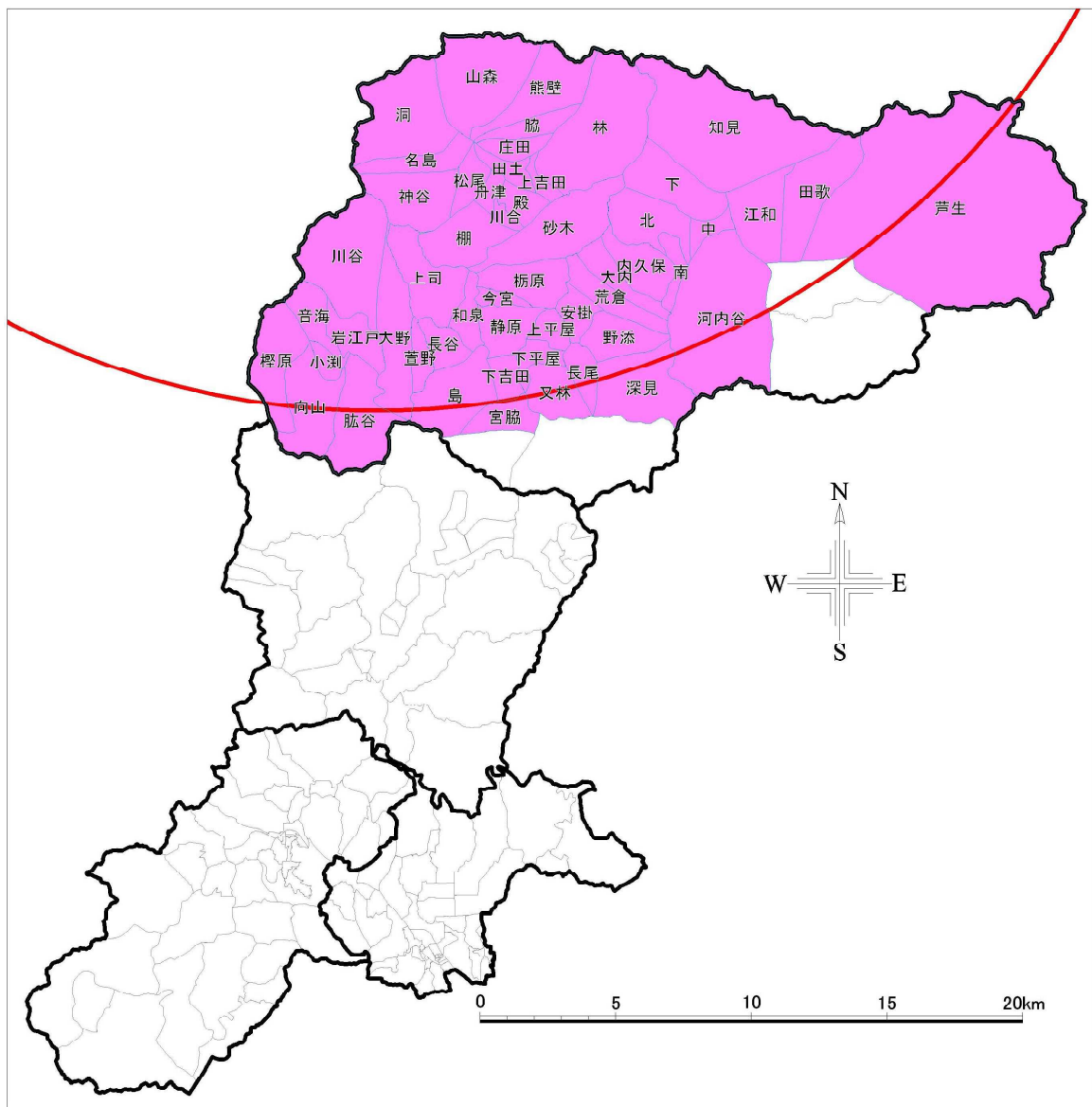
【参考－３】

南丹市の「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」

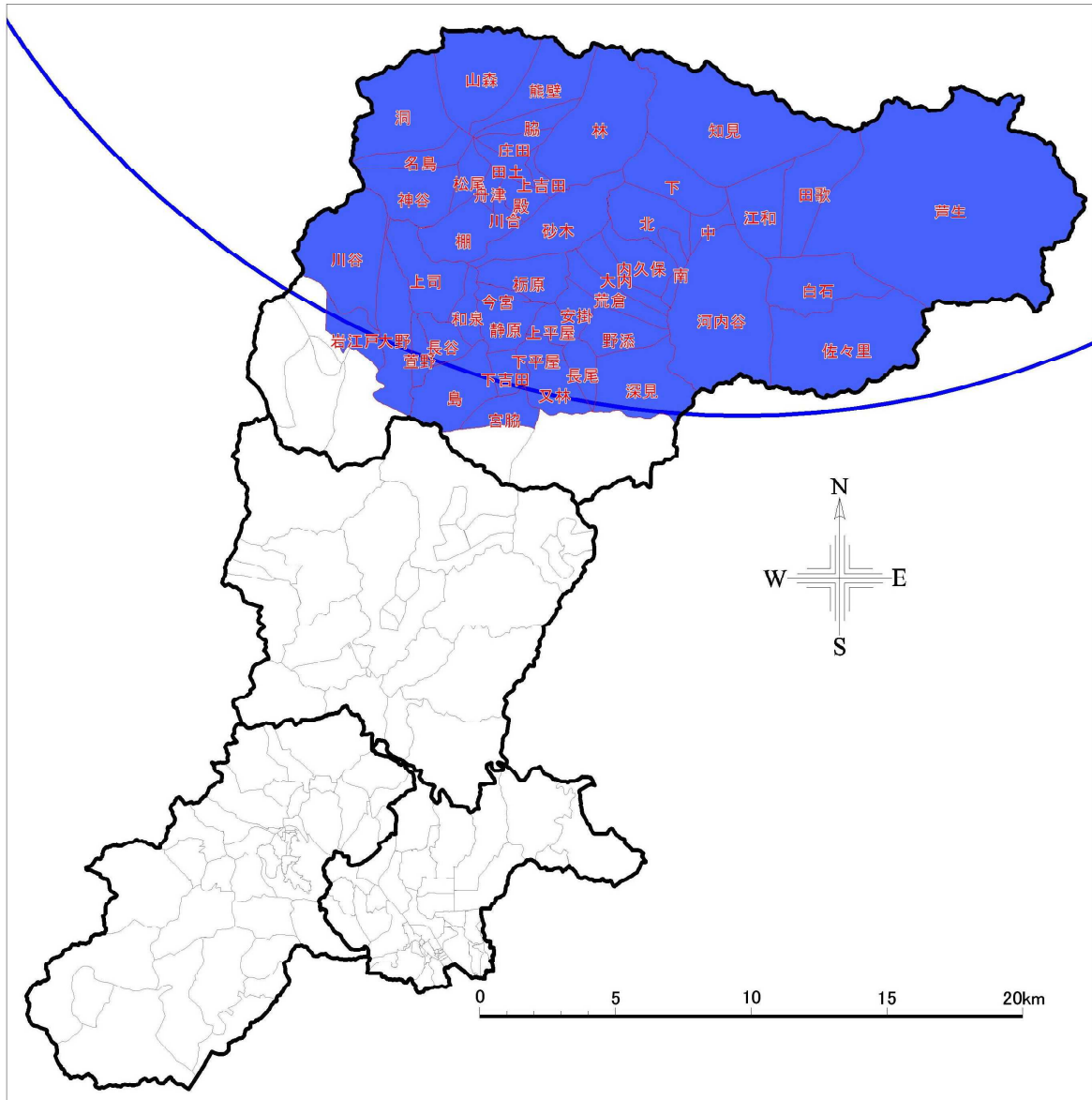


【参考一4】

高浜発電所からUPZ(30km 圏域)対象地域



大飯発電所からUPZ(32.5km 圏域)対象地域



Ⅲ 避難に関する情報伝達

1. 伝 達 先

確認 欄	地域名	連絡先	電話番号	携帯電話番号	発電所のU P Z 圏 対象地域	
					高浜	大飯
	鶴ヶ岡	振興会長			対象	対象
	福居（山森）	当該年度の区長又は災害連絡担当者			対象	対象
	福居（熊壁）				対象	対象
	福居（脇）				対象	対象
	福居（庄田）				対象	対象
	盛郷（林）				対象	対象
	盛郷（上吉田）				対象	対象
	盛郷（田土）				対象	対象
	豊郷（洞）				対象	対象
	豊郷（名島）				対象	対象
	豊郷（神谷）				対象	対象
	豊郷（松尾）				対象	対象
	鶴ヶ岡（舟津）				対象	対象
	鶴ヶ岡（殿）				対象	対象
	鶴ヶ岡（川合）				対象	対象
	鶴ヶ岡（棚）				対象	対象
	高野（砂木）				対象	対象
	高野（栃原）				対象	対象
	高野（今宮）				対象	対象
	知井	振興会長			対象	対象
	南	当該年度の区長			対象	対象
	北				対象	対象
	中				対象	対象
	河内谷				対象	対象
	下				対象	対象
	知見				対象	対象
	江和				対象	対象
	田歌				対象	対象
	芦生				対象	対象
	白石				外	対象
	佐々里				外	対象

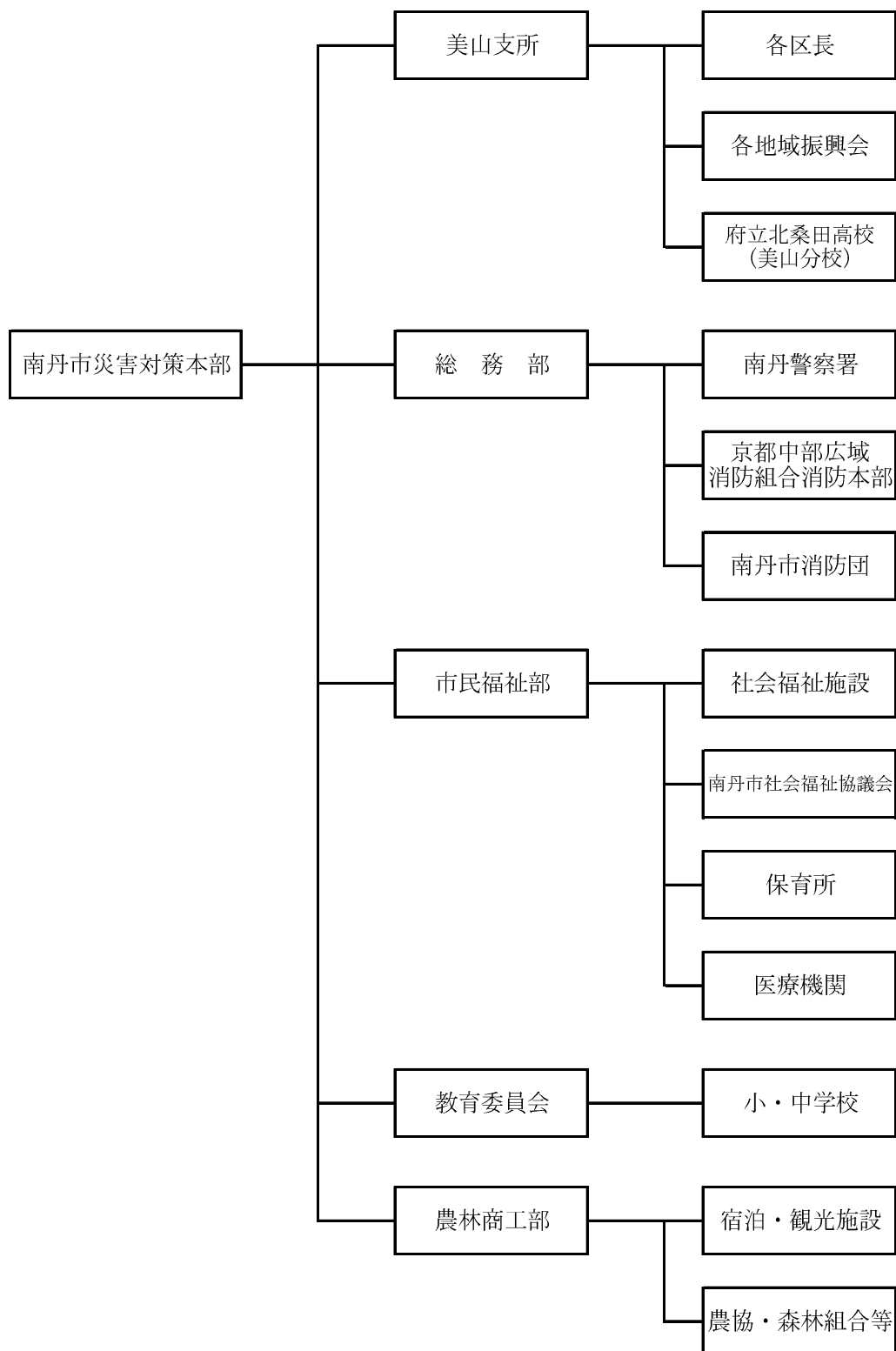
確認欄	地域名	連絡先	電話番号	携帯電話番号	発電所のU P Z 圏 対象地域	
					高浜	大飯
	平屋	振興会長			対象	対象
	内久保	当該年度の区長			対象	対象
	大内				対象	対象
	荒倉				対象	対象
	深見				対象	対象
	長尾				対象	対象
	野添				対象	対象
	安掛				対象	対象
	上平屋				対象	対象
	下平屋				対象	対象
	又林				対象	対象
	大野	振興会長			対象	対象
	萱野	当該年度の区長			対象	対象
	大野				対象	対象
	川谷				対象	対象
	岩江戸				対象	対象
	肱谷				対象	外
	小淵				対象	外
	向山				対象	外
	檜原				対象	外
	音海				対象	外
	宮島	振興会長			対象	対象
	原	当該年度の区長			外	外
	板橋				外	外
	宮脇				対象	対象
	下吉田				対象	対象
	島				対象	対象
	長谷				対象	対象
	上司				対象	対象
	和泉				対象	対象
	静原				対象	対象

※年度ごとの役員交代時に連絡先を確認する。

2. 伝達及び手段

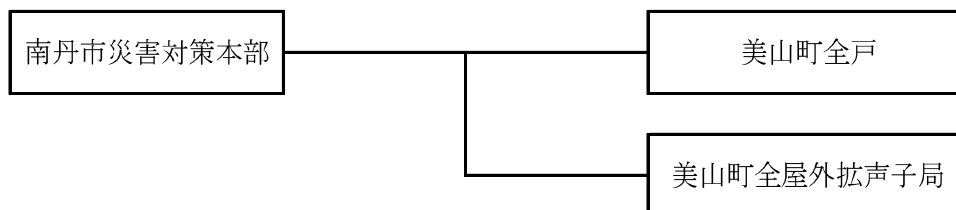
(1) 加入電話又は携帯電話による連絡系統図

避難計画に応じて、各部署から各区長、関係機関等へ連絡する。

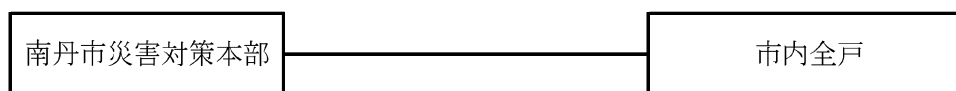


(2) 有線テレビ、防災行政無線（同報系）による連絡系統図

◇防災行政無線



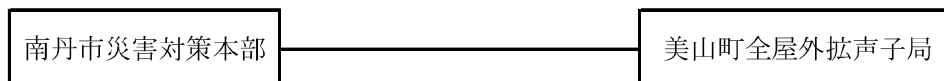
◇ケーブルテレビ



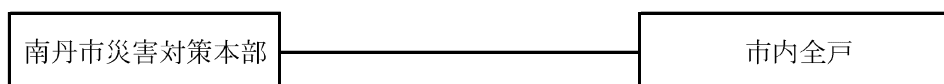
(3) 事業所・観光客等への情報伝達

美山町内の事業所や観光客等来街者に対しては、以下の連絡網により、速やかな帰宅を指示する。

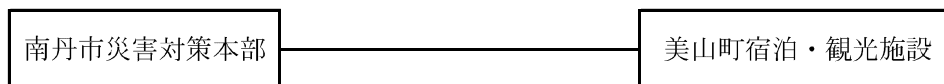
◇防災行政無線



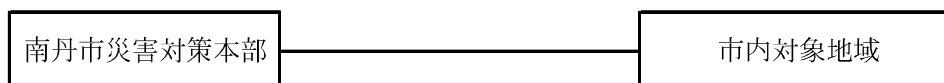
◇ケーブルテレビ



◇電話連絡



◇広報車巡回



3. 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までの有線放送（防災行政無線（同報系）、ケーブルテレビ等）による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地巡回広報はこの例文に準じる。

（１）警戒広報

こちらは、南丹市です。

（本部設置後：南丹市災害対策本部からのお知らせです。）

原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

〇〇地区、△△地区のみなさんは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから、無用な外出は控え、自宅に留まり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の事業所のみなさんは、従業員の帰宅準備をお願いします。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅準備をお願いします。

その他の区域の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えて今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

こちらは、南丹市でした。

(2) 屋内退避指示時

南丹市災害対策本部からのお知らせです。

〔現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万一に備え、〕 災害対策本部では、次の区域の皆さまに自宅などに退避していただくことを決定しました。

対象区域は、〇〇地区、××地区です。

対象区域の皆さまは、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

〔外から帰ってきた人は顔や手を洗い、うがいをして下さい。〕

この区域内の事業所の皆さんは、帰宅又は屋内退避して下さい。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅して下さい。

〇〇地区、××地区内の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従って区域外に退出して下さい。

その他の区域の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、およそ１５分毎に防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(以上繰り返し)

こちらは南丹市災害対策本部でした。

※斜体の文は必要により加える。以下同じ。

(3) 避難指示時

南丹市災害対策本部からのお知らせです。

〔現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万一来てたら〕 災害対策本部では、次の区域の皆さまに避難していただくことになりました。

〇〇地区のみなさんは、〇〇時〇〇分までに〇〇集会場に集合してください。

××地区のみなさんは、〇〇時〇〇分までに□□集会場に集合してください。

避難所へはバスで移動します。

火の元や戸締まりなどに気をつけて、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、〔マスクや上着を着用して〕 班毎に歩いてお集まりください。

避難の際は、避難済み（完了）の目印として玄関に白いタオルを掲示してください。

この地区内に滞在している旅行者等は、帰宅してください。

その他の区域の皆さんは、避難の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、南丹市災害対策本部へご連絡ください。

(以上繰り返し)

こちらは南丹市災害対策本部でした。

Ⅳ 避難誘導及び住民の輸送

1. 緊急避難場所・避難先等

住民輸送の手段は、災害対策本部が輸送バスを準備する。

地域名	人口 (人)	緊急集合場所	避難先
福居（山森）	23	山森区公民館	園部北部コミュニティセンター
福居（熊壁）	25	福居公民館	園部木崎町児童老人会館
福居（脇）	21	脇区公民館	園部北部コミュニティセンター
福居（庄田）	16	庄田区公民館	園部北部コミュニティセンター
盛郷（林）	31	惣持院	園部スポーツセンター
盛郷（上吉田）	37	上吉田公民館	園部木崎町児童老人会館
盛郷（田土）	52	田土公民館	園部スポーツセンター
豊郷（洞）	57	洞公民館	園部木崎町児童老人会館
豊郷（名島）	30	豊郷公民館	園部南部コミュニティセンター
豊郷（神谷）	32	神谷集落センター	園部スポーツセンター
豊郷（松尾）	44	松尾集落センター	園部半田文化センター
鶴ヶ岡（舟津）	36	舟津集会所	園部南部コミュニティセンター
鶴ヶ岡（殿）	95	鶴ヶ岡小学校	園部公民館
鶴ヶ岡（川合）	43	川合公民館	園部南部コミュニティセンター
鶴ヶ岡（棚）	57	棚公民館	園部公民館
高野（砂木）	122	砂木集落センター	園部公民館
高野（栃原）	72	栃原集議所	園部仁江文化センター
高野（今宮）	20	今宮公民館	園部公民館
鶴ヶ岡 計	813		
南	46	南公民館	南丹市国際交流会館
北	100	北集落センター	
中	163	中公民館	
河内谷	37	河内谷公民館	
下	81	下集落センター	
知見	56	知見公民館、西畑集会所	
江和	95	江和集落センター	
田歌	69	田歌集落センター	
芦生	46	芦生公民館	
白石	6	白石	
佐々里	23	佐々里公民館	
知井 計	722		

地域名	人口 (人)	緊急集合場所	避難先
内久保	116	内久保公民館	南丹市国際交流会館
大内	77		
荒倉	35	荒倉集落センター	
深見	36	深見公民館	
長尾	51	長尾集落センター	
野添	91	野添公民館	
安掛	142	安掛集落センター	
上平屋	150	上平屋公民館	園部海洋センター
下平屋	118	下平屋集落センター	
又林	54	又林公民館	
平屋 計	870		
萱野	30	萱野公民館	京都府立口丹波勤労者福祉会館
大野	206	大野公民館	
川谷	85	川谷公民館	
岩江戸	98	岩江戸公民館	
肱谷	64	肱谷公民館	
小淵	198	小淵公民館	
向山	64	向山公民館	
檜原	69	檜原公民館	
音海	12	音海公民館	
大野 計	856		
原	128	原公民館	園部小学校体育館
板橋	117	板橋集落センター	
宮脇	76	宮脇公民館	
下吉田	42	下吉田集落センター	園部第二小学校体育館
島	152	島公民館	
長谷	148	長谷運動公園	
上司	43	上司公民館	
和泉	243	和泉公民館	園部中学校体育館
静原	162	静原公民館	
宮島 計	1,111		
合計	4,372		

【※人口は H25.11 月末現在の住民基本台帳による】

【「避難所」は、必要に応じて適宜見直しを行う】

2. 避難所の設置

避難所名	避難対象地区	収容人数 (人)	避難所 電話番号
園部北部コミュニティセンター	山森、脇、庄田	60	62-3229
園部スポーツセンター	林、田土、神谷	115	62-3229
園部木崎町児童老人会館	熊壁、上吉田、洞	119	62-2869
園部公民館	殿、棚、砂木、今宮	294	63-5820
園部南部コミュニティセンター	名島、舟津、川合	109	62-0982
国際交流会館	知井地域、平屋地域 (上平屋、下平屋、又林を除く)	1,270	63-1777
園部海洋センター	上平屋、下平屋、又林	322	62-4434
園部仁江文化センター	栃原	72	62-0633
園部半田文化センター	松尾	44	62-0617
京都府立口丹波勤労者福祉会館	大野全地域	856	0771- 42-5484
園部小学校体育館	原、板橋、宮脇	321	62-0049
園部第二小学校体育館	下吉田、島、長谷、上司	385	68-2196
園部中学校体育館	和泉、静原	405	62-0222
合計		4,442	
日吉はーとぴあ	【緊急時ストック】	(200)	72-3220
日吉殿田活力倍增センター	【緊急時ストック】	(90)	72-1340
日吉興風体育館	【緊急時ストック】	(100)	73-0318
日吉山の家	一時滞在者等(緊急時)	(90)	72-0510
八木西地区自治振興会館	【緊急時ストック】	(30)	0771- 42-4451
八木防災センター	【緊急時ストック】	(40)	0771- 42-4980
こむぎ山健康学園	福祉避難所として活用	(20)	63-5320
八木保健福祉センター		(20)	0771- 42-2400
八木老人福祉センター		(50)	0771- 42-4680

※ 自家用車で避難者が多数想定されるため、近隣での駐車場を事前に確保する。

※ 「避難所」は、必要に応じて適宜見直しを行う。

3. 輸送計画及び輸送経路

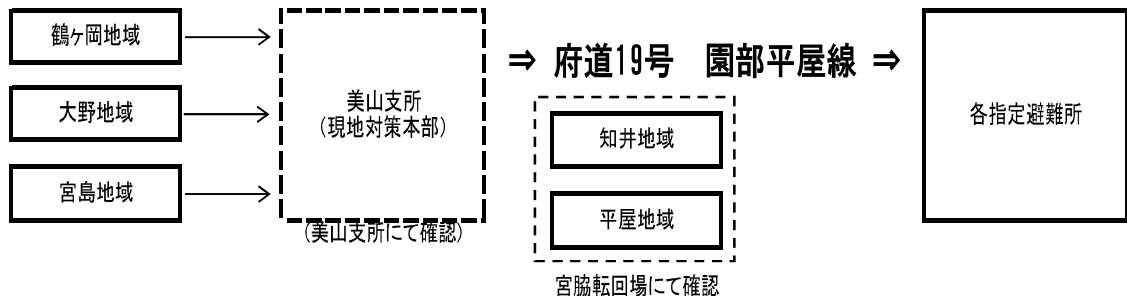
(1) 輸送計画

次の車両により、住民避難のための輸送を図る。

区 分	台数	輸送可能人数	摘 要
市営バス	15	605	
民間バス	25	1,030	災害時輸送協定締結
公用車（ワゴン車）	4	38	
公用車（マイクロバス）	3	76	
計	47	1,749	

避難の輸送は、多数の車両が避難地域等に集中するため、避難の優先順位、道路状況等を勘案し、別に定める「南丹市避難輸送計画（仮称）」を作成の上、事前に南丹警察署と協議の上、実施するものとする。

(2) 輸送経路



※ ただし、府道19号園部平屋線が何らかの事象によって通行不可能な場合は、他のルートを選定する。

《補完ルート》

- ▽国道162号を利用し、京都市右京区京北町から南丹市日吉町へ
- ▽府道綾部宮島線から国道27号、国道9号経由で南丹市園部町へ

(3) 保育所、学校施設からの輸送

在校園中において、原子力災害が発生し、「避難指示」が出されたときは、市災害対策本部は、各保育所、小中学校、府立北桑田高校美山分校と連絡調整の上、園児、児童、生徒及び学校関係者を一旦、南丹市役所本庁までバス輸送を行い、その後各地域の指定された避難所へ送り届ける。

4. 避難の誘導確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認について、下記の要領によるものとする。

- (1) 市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、南丹警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、園部消防署に対して、避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼する。
- (2) 市災害対策本部は、避難対象地域の緊急集合場所へ災害対策本部職員を派遣し、対象地域の区長及び消防団員と連携し、バス避難の住民と自家用車避難の住民を確認するとともに、バス乗車の氏名、世帯構成等人員を確認する。
- (3) 自家用車で避難する住民は、避難指示が発令された段階で、緊急集合場所に集合し、当該区長へ氏名、世帯人数を申し出るとともに、市の用意した車両とともに避難所へ避難する。
- (4) 対象各地域の避難完了の確認は、災害対策本部現地派遣係員と市消防団が班を編成し、戸別訪問の上、一戸ずつ確認する。
なお、避難対象地域の住民が外出等により避難未確認の場合は、「避難未確認リスト」を作成し、区長及び指定避難所係員に引継ぎ、安否確認を引き続き行う。
- (5) 避難の確認完了後、災害対策本部現地派遣係員は、本部へ「避難完了」の報告をする。報告を受けた災害対策本部は、警察署、消防署にそれぞれ避難完了報告を行う。

V 災害時要援護者に対する避難支援等

1. 在宅の要援護者の避難

(1) 情報共有機関及び避難協力機関

- ・ 京都中部広域消防組合園部消防署、各出張所
- ・ 南丹市消防団
- ・ 京都府南丹警察署
- ・ 南丹市社会福祉協議会
- ・ 南丹市民生児童委員
- ・ 各振興会、各行政区

(2) 要援護者の避難支援体制

「南丹市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要援護者の避難を支援する。

特に、在宅要援護者は、避難支援もケースバイケースと想定されることから、市災害対策本部が避難指示を出す段階で、市民福祉部は、輸送計画を担当する企画政策部と調整し、また情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な車両確保に努める。

ただし、屋内退避（コンクリート屋内退避舎）を優先し、極力要援護者を動かさない配慮を検討する。

2. 在宅の要援護者の状況

災害時要援護者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障害者トイレが必要」また「認知証による理解が苦手」等々、多様なケースがあるため、指定する避難所で長期的な生活が困難なことが予想される。

このようなことから、市民福祉部は要援護者のニーズに合わせて、一般避難所での福祉コーナーの設置や福祉避難所の開設、また園部町、八木町、日吉町に立地する社会福祉施設等と調整し、要援護者の避難生活を支援する。

なお、地区別の状況は次頁のとおり。

3. 外国人に対する避難支援

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないように配慮する必要がある。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成する。

南丹市美山町管内の災害時要援護者人数

(平成 24 年 11 月現在)

No	振興会	地域名	人数	No	振興会	地域名	人数
1	鶴ヶ岡	福居（山森）	6	1	平屋	内久保	1 2
2		福居（熊壁）	9	2		大内	3
3		福居（脇）	3	3		荒倉	5
4		福居（庄田）	5	4		深見	1 0
5		盛郷（林）	2	5		長尾	5
6		盛郷（上吉田）	5	6		野添	4
7		盛郷（田土）	1 2	7		安掛	1 3
8		豊郷（洞）	1 2	8		上平屋	1 5
9		豊郷（名島）	5	9		下平屋	2 0
10		豊郷（神谷）	5	10		又林	4
11		豊郷（松尾）	1 6			平屋 計	9 1
12	鶴ヶ岡	鶴ヶ岡（舟津）	1	1	大野	萱野	1
13		鶴ヶ岡（殿）	1 3	2		大野	1 6
14		鶴ヶ岡（川合）	8	3		川谷	8
15		鶴ヶ岡（棚）	4	4		岩江戸	1 0
16		高野（砂木）	2	5		脇谷	8
17		高野（栃原）	5	6		小淵	3
18		高野（今宮）	2	7		向山	2
		鶴ヶ岡 計	1 1 5	8		檜原	9
1	知井	南	1 8	9		音海	2
2		北	1 3			大野 計	5 9
3		中	1 0	1	宮島	原	1 2
4		河内谷	6	2		板橋	1 1
5		下	8	3		宮脇	8
6		知見	1 9	4		下吉田	9
7		江和	1 7	5		島	1 0
8		田歌	1 6	6		長谷	1 8
9		芦生	9	7		上司	6
10		白石	0	8		和泉	2 3
11		佐々里	6	9		静原	2 2
		知井 計	1 2 2			宮島 計	1 1 9

4. 災害時要援護者施設の避難体制

(1) 災害時要援護者施設の状況

施 設 名	施設入所 人数(人)	所 在 地	緊急時 連絡先
(社) 美山育成苑	1 0 0	美山町小淵クボ 50 番地 1	75－1561
(福) 北桑会美山やすらぎホーム 特別養護老人ホーム	5 0	美山町島小栗栖山 13 番地 1	75－0847
(福) 北桑会美山やすらぎホーム 短期入所生活介護	2 0		
(福) 北桑会ケアハウス美山	3 0	美山町島小栗栖山 13 番地	75－1670
(医) 財団美山健康会美山診療所	4	美山町安掛下 8 番地	75－1113
(医) 財団美山健康会美山診療所 介護療養型老人保健施設	1 5		
(医) 財団美山健康会美山診療所 短期入所療養介護			
(福) 七野会 生活支援総合センター 美山こぶしの里	9	美山町高野素崎 14 番地 2	76－9027
合 計	2 2 8		

(2) 災害時要援護者施設の避難

施設入居者の避難方法、避難先（受入先）について、南丹市が市内の関係施設と別途調整し、別に定める「南丹市災害時要援護者施設避難計画（仮称）」により定める。

VI 避難計画上の保育所、学校施設

1. 保育施設

施設名	所在地	保育の状況	電話番号
みやま保育所	美山町島島台 53 番地	0 歳児～5 歳児	75-0133
知井保育所	美山町中勘定 7 番地	1 歳児～5 歳児	77-0047

2. 教育施設

施設名	所在地	電話番号
知井小学校	美山町中勘定 10 番地	77-0016
平屋小学校	美山町安掛上ノ山 17 番地	75-1009
宮島小学校	美山町島島台 52 番地	75-0017
鶴ヶ岡小学校	美山町鶴ヶ岡宮ノ前 23 番地 2	76-0014
大野小学校	美山町三埜南畑 28 番地	75-0153
美山中学校	美山町静原松野 10 番地 1	75-0027
府立北桑田高校美山分校	美山町上平屋梁ヶ瀬 9 番地 2	75-1129
府立北桑田高校	京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥 15 番地	075-854-0022

3. 学校等関係者の対応

在校園中において、原子力災害が発生した時、保育所長、各小中学校の校長は、市災害対策本部からの情報提供と指示に基づき、園児、児童、生徒及び教職員の安全確保を図り、教職員への事故状況の周知徹底、園児、児童・生徒数の確認、保護者への連絡等を優先して行う。

特に、市災害対策本部から屋内退避等の指示があった時は、所長、学校長は、園児、児童・生徒及び教職員を校舎から外出させない措置をとり、市災害対策本部へ状況報告のうえ、園児、児童・生徒の帰宅は、別に指示あるまで保育所、各学校で待機させる。

また、園児、児童、生徒が在宅中の場合は、自宅、地域の避難行動をとる。

なお、原子力発電所の異常事象（事故等）により影響が想定されるとき、保育所、各小中学校、高校の具体的対応は次のとおりとする。

①重大なトラブル発生の通報が市にあったとき

- ・災害対策体制の設置及び市災害対策本部からの情報伝達。
- ・園児、児童、生徒及び教職員など関係者の確認。
- ・緊急でない電話の通話は控える
- ・有線テレビ、防災行政無線またマスコミによる情報にも注意する。
- ・状況に応じて、市災害対策本部との連絡調整し、保護者に迎えを依頼の上、保育所長、各小中学校の校長は、園児、児童、生徒を帰宅させる措置をとる。

②「屋内退避」の指示があったとき

- ・教室などの校舎内に退避させる。
- ・洗顔、うがい、手洗いをを行う。
- ・ドア、窓は閉め、換気扇は止める。
- ・状況に応じて、市災害対策本部との連絡調整し、保護者に連絡の上、バス下校による自宅退避に移行する。

③「避難指示」の指示があったとき

- ・市災害対策本部から避難指示を連絡する。
- ・市災害対策本部が手配したバスに乗車させ、南丹市役所本庁へ輸送する。
- ・マスク、帽子、上着等を着用し、肌の露出が極力ないよう生徒等に指示する。
- ・園児、児童、生徒及び教職員等の安否を確認する。

4. 放課後児童クラブ時の避難行動

放課後児童クラブ開所中に、原子力発電所の異常事象（事故等）により影響が想定されるときは、児童在校中の対応に準じた避難行動をとる。

Ⅶ 医療体制の確保

１、初期被ばく医療

市が開設する避難所に避難される市民を収容する前段、被ばく等の有無や疾病等の確認のため、救護所を設置し、避難した住民等を対象に住民の登録、スクリーニング、簡易な除染、行動調査及び説明を行い、放射線被ばくと放射性物質による汚染の有無を調べる。

規定以上の線量が検出された場合は、簡易な除染等を行う。また、被ばく患者には、応急処置とともに、医療機関や消防署等の協力を得て、指定された被ばく医療機関に搬送するものとする。

《京都府南丹医療圏内の初期被ばく医療機関》

医療機関名	所在地	連絡先
公立南丹病院	南丹市八木町八木上野 25 番地	0771-42-2510
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28 番地	0771-86-0220
医療法人清仁会亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1 丁目 32 番地 15	0771-23-0013
亀岡市立病院	亀岡市篠町篠野田 1 番地 1	0771-25-7313

２、救護所の開設

（１）救護所の設置

京都府南丹保健所と連携し、避難所に避難されてきた住民のために、救護所を設置し、医療機関への搬送決定等を行う。

また、安定ヨウ素剤の予防服用の指示があった場合は、医師、薬剤師の処方の上で、避難住民等の服用対象者に安定ヨウ素剤の配布を行う。

①目的

避難住民に対して、簡易な放射線測定等による汚染の把握及びスクリーニングを行うと共に、避難所における避難住民の健康管理を行う。

- 体表面や甲状腺等の体内の汚染レベルを測定し、避難所に到達するまでの汚染状況を把握する。
- 避難された住民の登録とスクリーニングレベルを超える住民等を把握し、汚染の程度に応じて、ふき取り等の簡易な除染等を行う。
- 不安軽減・解消を図るため、放射線被ばくや汚染による健康影響について説明を行う。
- 避難に際して発生した一般傷病者に対して、応急処置を行う。

②救護所（スクリーニング）設営

京都府南丹保健所と連携協力のもと、救護所を設営する。その際、汚染者と非汚染者が交差しないよう、待機場所、汚染検査場所、除染場所等のエリアを設ける。

また、汚染検査場所までのエリアには、床にビニールシートを敷くなど汚染拡大防止措置を行う。

【設営候補地】（案）

- ・ 京都府立丹波自然運動公園

③救護所での各役割

救護所には、住民登録チーム、スクリーニングチーム、診断除染チーム、救護チームを置き、医療救護活動を行う。

各チームの役割、構成従事者数等については、次頁のとおり。

④留意事項

各チームの要員は、作業衣または防護服を着用し、個人線量計を装着する。

特に、避難住民と接触する要員は、ゴム手袋を着用する。

（２）健康管理とメンタルヘルス対策

放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的に負担となり、健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。

また、避難前の生活の中で継続した医師の治療が必要な方や常備薬の服用を日常からされている市民など、医療機関に入院するほどではないが、継続した医療が必要な方もおられる。

このようなことから、各避難所で避難所担当職員が避難住民の生活確認を行い、市民福祉部が取りまとめの上、船井医師会の協力を得て、避難所の巡回検診の実施や各医療診察機関と連携し、医師の診察を受ける環境を整えるものとする。

また、京都府南丹保健所と連携のもと、保健師を各避難所に派遣し、専門家とも連携しながら、避難者の健康管理やストレスケアを行う。

救護所での医療救護活動：構成と従事者数（目安）

チーム名	役割	構成					
		機関	医師	放射線技師	看護師・保健師	事務員	合計
住民登録チーム	避難所の開設、避難住民の誘導、受付、被災地住民の登録を行う。	市				誘導 1 登録 2	3
スクリーニングチーム	避難住民の被災状況や汚染の有無をチェックし、汚染状況に応じた措置ができるようグループ分けする。問診と汚染検査の結果について、説明する。	府等	評価 1	測定 1	記録・問診 2	受付 1	5
診断除染チーム	創傷汚染を伴う被災者の応急措置を行う。汚染や被ばくの程度に応じ、ふき取りなど簡易な除染と共に、内部被ばくの恐れのある被災者に対する鼻腔スメア実施や甲状腺測定の必要性を判断する。 なお、傷病の程度に応じて救護チームの医師の協力を求める。 医療機関への搬送の検討を行う。	府等	診療 1	測定 1	除染・記録 2	補助 1	5
救護チーム	汚染のない避難住民に対する問診と応急措置等を行う。 医療機関への搬送の検討を行う。	医師会等	診療 1		診療補助 1	受付・記録 2	4

3. 安定ヨウ素剤の服用

(1) 目的と効果

原子力災害が発生した場合、放射性物質として気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスとともに、揮発性の放射性ヨウ素が周辺環境に放出される可能性がある。このうち、希ガスは外部被ばくにより、放射性ヨウ素は内部被ばくにより、人体に影響を与えることが想定される。

人が放射性ヨウ素を吸入し、身体に取り込むと、甲状腺に選択的に集積するため、放射線の内部被ばくによる甲状腺がん等を発生させる可能性がある。この内部被ばくに対しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、放射性ヨウ素の甲状腺集積を防ぐことができるため、甲状腺の被ばくを低減する効果がある。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや希ガス等による外部被ばくに対して、放射線影響を防護する効果は全くないことに留意する必要がある。

さらに原子力災害発生から24時間以内に安定ヨウ素剤を投与することが重要であり、時間の経過とともに被ばく抑制効果が急減することに注意する必要がある。

安定ヨウ素剤の投与時期	効 果
放射性ヨウ素にさらされる24時間前	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した8時間後	40%の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した24時間後	7%の抑制効果

※安定ヨウ素剤とは医薬品ヨウ化カリウムの丸薬及び内服液を指す。

(2) 安定ヨウ素剤の保管

原子力災害時に迅速に対応できるよう原子力防災資機材管理要領に基づき、京都府から配備のあった安定ヨウ素剤を、薬事法に照らし合わせて、初期被ばく医療機関である公立南丹病院に依頼し、当面保管いただく。

①保管責任者 市民福祉部長

②保管場所 公立南丹病院備蓄倉庫

(連絡先 0771-42-2510)

③保管数量 安定ヨウ素剤の配備数量は次のとおり。

(UPZ圏内配布対象人口分)

・丸薬 9,000丸

・粉体 500g

なお、備蓄している公立南丹病院と避難対象地域である美山町は、物理的、時間的距離があるため、今後、船井医師会や船井薬剤師会、京都府等関係機関と協議し、「南丹市安定ヨウ素剤配布計画(仮称)」を作成し、安全な備蓄場所と円滑な配布を検討するものとする。

(3) 搬送

安定ヨウ素剤の保管場所から救護所、避難所等必要な場所への搬送は、市災害対策本部市民福祉部が実施する。

(4) 市民等への安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の配布・服用にあたっては、原子力規制庁原子力防災課から示されているマニュアルに基づき、市民等への説明、配布、服用を進めるものとし、避難時に実効性のある対策を講じるため、予め船井医師会や船井薬剤師会、京都府等関係機関と協議し、備えるものとする。

表 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象年齢	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3*	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5*	
3歳以上13歳未満	38	50	1丸
13歳以上	76	100	2丸

*薬剤師等が避難所等で調製したものを服用することとなる。

Ⅷ 仮設住宅建設候補地

原子力発電所の事故の終息の見込みが立たず、長期的な避難生活が予想されるときは、下記の候補地に仮設住宅の建設を検討する。

記

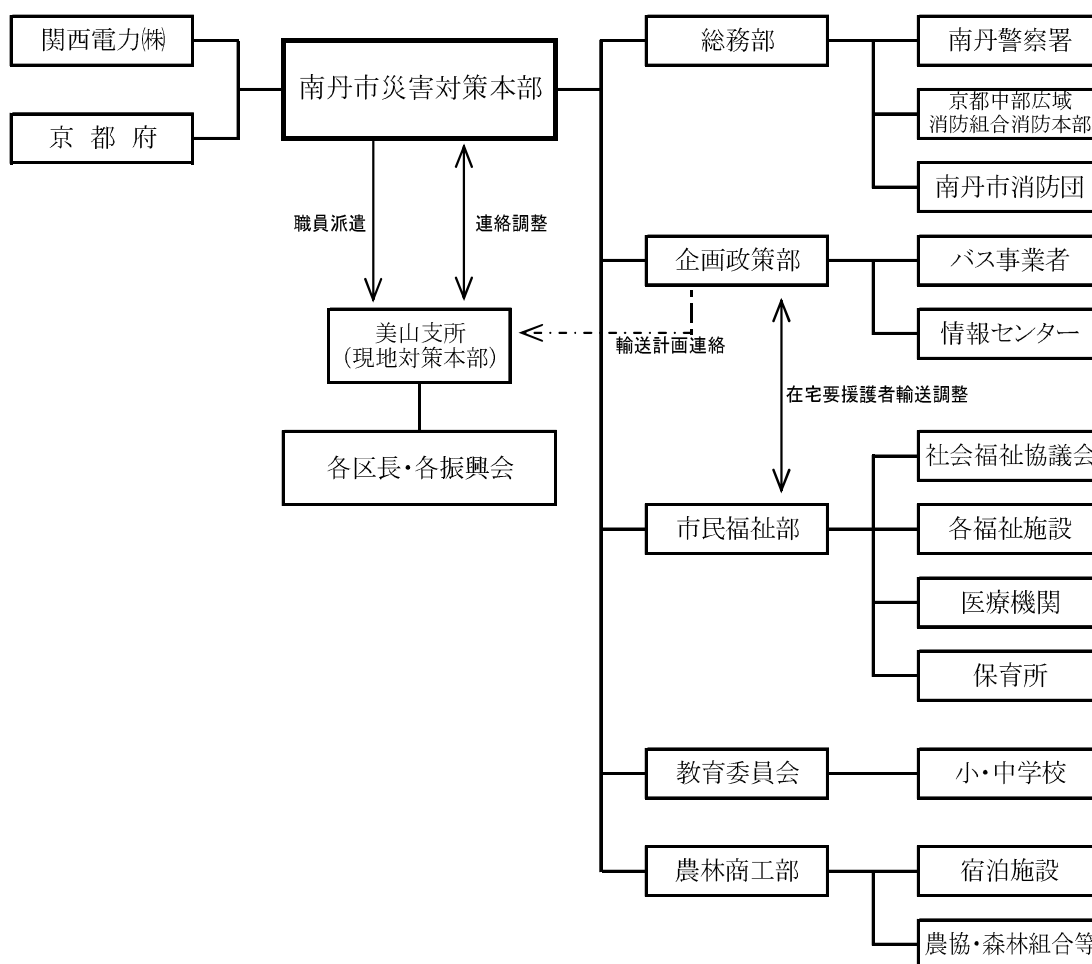
No	建設候補地施設名	建設戸数 (戸)	収容予定人数 (人)	面積 (㎡)
1	園部公園	7 0 0	2, 8 0 0	4 9, 0 0 0
2	園部城南町防災公園	6 0	2 4 0	4, 5 0 0
3	園部新町公園	8 5	3 4 0	6, 0 0 0
4	八木西地区コミュニティ公園	1 4 0	5 6 0	1 0, 0 0 0
5	園部木崎町公園	5 5	2 2 0	3, 9 0 0
6	園部城南町公園	2 5	1 0 0	2, 0 0 0
7	園部小山東町1号公園	8 5	3 4 0	6, 0 0 0
8	園部横田1号公園	2 0	8 0	1, 5 0 0
9	園部横田2号公園	1 5	6 0	1, 0 0 0
10	園部横田3号公園	1 5	6 0	1, 0 0 0
11	園部横田4号公園	2 5	1 0 0	2, 0 0 0
		1, 2 2 5	4, 9 0 0	

○仮設住宅建設にあたっては、公営住宅の空き部屋状況、民間の戸建て住宅及び集合住宅の賃貸等の申し出状況等を考慮し、かつ避難期間、避難世帯数等仮設住宅の必要性を総合的に検討する。

○仮設住宅に関する建設、入居等具体的な事項は、別に定める「仮設住宅建設・入居計画（仮称）」によるものとする。

Ⅸ 住民避難誘導体制

原子力発電所の事故により、南丹市長が災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域に避難指示を発令した場合は、市災害対策本部は、次の体制をとるものとする。



《避難誘導の際の確認事項》

- 災害対策本部から各区長、振興会への避難指示の連絡は、情報の錯綜、混乱を避けるため、美山支所を窓口とする。
- 避難地域の住民を避難させるため、バスを当該地域に派遣する場合、企画政策部は、事前に市民福祉部と調整し、在宅の要援護者の状況を把握しておく。
- 市民福祉部は、避難地域の在宅要援護者を安全に避難させるため、必要に応じて、南丹市消防団、社会福祉協議会などに避難支援を依頼する。
- 現地へ派遣された担当職員は、避難指示の区域に、住民が残っていないか、区長や消防団と連携し確認する。

《南丹市災害対策本部の避難誘導体制》

災害対策本部	事 務 分 掌	担当部署
美山支所部	①現地対策本部の設置 ②対象区長、地域振興会長へ電話連絡 ③災害対策本部との連絡調整 ④避難対象地域へ職員派遣 ⑤関係団体との連絡調整 ⑥美山支所の避難準備 ⑦府立北桑田高校美山分校（本校含む）への情報伝達 ⑧現地での警察、消防署等関係機関との確認	美山支所 地域総務課 健康福祉課 産業建設課
総務部	①南丹市災害対策本部の設置及び職員動員計画の作成 ②防災行政無線の放送 ③京都府、南丹警察署、園部消防署等関係機関との連絡調整 ④事故等の情報収集 ⑤オフサイトセンターとの連絡調整 ⑥関西電力㈱との連絡調整 ⑦美山支所部への職員派遣 ⑧市消防団への避難誘導要請	総務部 総務課 財務課 税務課 監理課
企画政策部	①輸送交通機関との連絡調整 ②市民福祉部との調整（災害時要援護者対策） ③避難輸送計画の作成及びバス派遣 ④副市長のオフサイトセンターへの送迎 ⑤職員動員状況の把握 ⑥報道機関への対応 ⑦広報車による避難広報巡回 ⑧有線テレビの緊急放送 ⑨市ホームページ掲載（災害状況、避難状況等）	企画政策部 交通対策室 企画調整課
市民福祉部	①避難所開設及び避難所担当職員の割振り ②在宅災害時要援護者への避難支援及び状況確認 ③災害時要援護者施設避難計画の作成 ④災害時要援護者施設への避難指示及び連絡調整 ⑤各保育所への連絡、指示 ⑥市社会福祉協議会へ災害ボランティア要請準備 ⑦緊急時医療体制の確認、医療機関との連絡調整 ⑧京都府との連絡調整による救護所設置 ⑨医師会との連絡調整による市民の健康管理	市民福祉部 福祉事務所 保健医療課

災害対策本部	事 務 分 掌	担当部署
市民福祉部	⑩京都府との連絡調整による安定ヨウ素剤の搬送 ⑪京都府との連絡調整による緊急時モニタリングの実施体制の整備 ⑫犬、猫等ペットに対する対処指導 ⑬京都府福祉、医療、環境部局との連絡調整	環境課
農林商工部	①観光、宿泊施設との連絡調整 ②避難所開設に係る必要物資の確保 ③農作物の移動制限の対処 ④家畜等の対処指導 ⑤避難対象地域の避難完了確認（現地派遣）	農林商工部 商工観光課 農政課 農林整備課
土木建築部	①国道、府道の通行規制等情報収集 ②南丹警察署との調整による市道通行止措置 ③避難対象地域の避難完了確認（現地派遣） ④輸送バスの添乗による避難誘導 ⑤避難所への必要物資輸送 ⑥仮設住宅建設計画の作成	土木建築部 道路河川課 都市計画課 住宅課
上下水道部	①各避難所への給水活動 ②避難所での給水場所の設置 ③仮設住宅建設時の上下水道整備	上下水道部 上水道課 下水道課
教育部	①幼稚園、小中学校との連絡調整 ②避難所開設準備（市民福祉部と合同調整） ③学校施設の使用禁止措置 ④京都府教育委員会との連絡調整 ⑤避難児童、生徒の把握及び教育環境の確保	教育委員会 教育総務課 学校教育課 社会教育課
八木支所部	①避難所開設 ②広報車による避難広報巡回（美山支所管内）の派遣	八木支所 地域総務課 健康福祉課 産業建設課
日吉支所部	①第二次現地対策本部開設準備 ②広報車による避難広報巡回（美山支所管内）の派遣	日吉支所 地域総務課 健康福祉課 産業建設課
市消防団	①避難対象地域の住民避難誘導 ②避難広報の巡回	各支団

注）上記事務分掌は、部単位で取りまとめているため、各課は部長等の指示により、柔軟かつ横断的に対応するものとする。

X 広域避難計画

原子力災害に伴い、府域を超える広域避難が必要になる場合に備え、関西広域連合を中心に、府県、関係市町が連絡調整し、今後具体的な広域避難計画の策定を進める。

広域避難の調整（カウンターパートの設定）

広域避難の実施に当たり、迅速かつ機動的で継続性を持った責任ある支援を行えるよう、関西防災・減災プラン原子力災害対策編（以下「プラン」という。）に基づき、避難元府県・市町の希望や想定される主な避難経路を踏まえ、被災府県に特定の応援府県を割り当てる。

【カウンターパート設定】

被災府県	応援府県
福井県	兵庫県
滋賀県	大阪府、和歌山県（必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。）
京都府	兵庫県、徳島県（必要に応じ、鳥取県に協力を求める。）

※応援府県の管内の政令市は同一の被災府県の支援を行う。

【参考】関西防災・減災プラン原子力災害対策編（改定案）p. 17

II 災害への備え

5 広域避難体制の整備

（2）広域避難体制の整備

《避難先の考え方》

- ・避難元－避難先の市町村のマッチング方式を基本とすること
 - 避難時の混乱を避け、地域コミュニティの維持や円滑な避難者支援を行うため、同一市町村の住民の避難先は、可能な限り一つの市町村内あるいは同一地域の複数の市町村内に確保するよう努める。
 - 市町村のマッチングに当たっては、避難先の市町村の規模や受入れ可能な施設の状況のほか、高速道路等の幹線道路網や鉄道網、市町村間の応援協定等を考慮する。

資 料 編

1 緊急時における判断及び防護措置基準

2 コンクリート屋内退避候補公共施設

3 関係機関連絡先一覧

4 避難に関する情報伝達

南丹市美山町宿泊施設一覧

5 避難誘導及び住民の輸送

輸送バス一覧

6 医療体制の確保

南丹市医療診療施設一覧

1 緊急時における判断及び防護措置基準

■緊急事態における施設状況の判断基準（E A L）

区分	事象	主な防護措置	
		P A Z 内	U P Z 内
警戒事態	原発立地県で震度 6 弱以上など	避難準備（要援護者）	
施設敷地緊急事態	5 分以上の全交流電源喪失など	避難（要援護者） 避難準備（一般） 安定ヨウ素剤服用準備	屋内退避準備
全面緊急事態	5 分以上の非常用直流電源喪失など	避難（一般） 安定ヨウ素剤服用指示	屋内退避 避難、一時移転 安定ヨウ素剤服用準備

■京都府の防護措置の基準（O I L）

基準区分	基準の概要	実測値	防護措置の概要
O I L 1 (即時避難基準)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間以内に区域を特定し、避難を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2 (一時移転基準)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間以内に一時移転を実施。
飲食物のスクリーニング基準	飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

基準区分	基準の概要	実測値	防護措置の概要
O I L 4 (スクリーニング・除染基準)	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じる際の基準	β線;40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
		β線;13,000cpm 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	

■ 京都府の防護措置の基準（飲食物摂取制限）

食品衛生法の基準

飲食物種類	放射性物質	基準値
飲料水	放射性セシウム	10Bq/kg
牛乳		50Bq/kg
一般食品		100Bq/kg
乳幼児食品		50Bq/kg

※食品衛生法に基づく安全基準は、平時を念頭においたものであり、生涯を通じた摂取量を勘案して設定された値であり改正なし。

一方、OIL6は、緊急時において短期間に速やかに飲食物の摂取を制限するため使用される基準であり、食品衛生法のように長期にわたり使用し続ける値ではない。

国の基準（O I L 6）

飲食物種類	放射性物質	基準値
飲料水・牛乳・乳製品	放射性ヨウ素	300Bq/kg
	放射性セシウム	200Bq/kg
	ウラン	20Bq/kg
	プルトニウム等	1Bq/kg
野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	放射性ヨウ素	2,000Bq/kg
	放射性セシウム	500Bq/kg
	ウラン	100Bq/kg
	プルトニウム等	10Bq/kg

2 コンクリート屋内退避候補公共施設

施設名	所在地	面積(㎡)	備考
南丹市美山文化ホール	南丹市美山町島島台51番地	3,641	
美山基幹集落センター	南丹市美山町島往古瀬8番地	706	
美山中学校 校舎	南丹市美山町静原桧野10-1番地	2,614	
大野小学校 校舎	南丹市美山町三埜南畑28番地	1,918	
美山保健センター	南丹市美山町安掛下8番地	689	
美山農業振興総合センター	南丹市美山町安掛下23番地	1,234	
美山診療所	南丹市美山町安掛下8番地	1,469	
美山知井会館	南丹市美山町中上前82-1番地	966	

- ※ 放射性物質による被ばくをより低減するため、「屋内退避」から更に大きい遮へい及び気密効果が期待できる「コンクリート屋内退避」が有効であるため、予測線量が比較的高い場合で、避難する時間的な余裕がないときに活用を検討
- ※ 「予測線量」とは、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量のこと。

3 関係機関連絡先

■南丹市

名 称	所 在 地	電話番号
南丹市役所本庁	南丹市園部町小桜町47番地	0771-68-0002
南丹市役所八木支所	南丹市八木町八木東久保29番地1	0771-68-0020
南丹市役所日吉支所	南丹市日吉町保野田市野3番地1	0771-68-0030
南丹市役所美山支所	南丹市美山町島島台51番地	0771-68-0040

■京都府

名 称	所 在 地	電話番号
南丹広域振興局 企画総務部総務室	亀岡市荒塚町1丁目4番地1号	0771-22-0422
南丹広域振興局 園部地域総務室	南丹市園部町小山東町藤ノ木21番地	0771-62-0360
南丹保健所		0771-62-4751
南丹土木事務所		0771-62-0025
府民生活部 防災・原子力安全課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4475
文化環境部 環境・エネルギー局 環境管理課		075-414-4709

■警察・消防機関

名 称	所 在 地	電話番号
京都府南丹警察署	南丹市園部町上本町南2番地5	0771-62-0110
京都中部広域消防組合 消防本部	亀岡市荒塚町1丁目9番地1号	0771-22-9582
京都中部広域消防組合 園部消防署	南丹市園部町上木崎町大將軍19番地2	0771-62-0119

4 南丹市美山町宿泊施設一覧

No	宿泊施設	施設住所	宿泊可能数	備 考
1	お宿 とみ家	美山町北	12	
2	かやぶきのお宿 またべ	美山町北	14	
3	民宿 久や	美山町北	13	
4	料理旅館 枕川楼	美山町中	60	
5	自然文化村 河鹿荘	美山町中	78	
6	まるや	美山町中	20	
7	ハヶ峰荘	美山町知見	20	
8	ポリジ (BORIGI)	美山町江和	12	
9	江和ランド	美山町江和	50	
10	田歌舎	美山町田歌	14	シャワーのみ
11	井栗小屋	美山芦生	5	自炊のみ
12	美山芦生山の家	美山町芦生	32	
13	民宿 ハリマ屋	美山町佐々里	25	
14	いそべ旅館	美山町長尾	61	本館 17 別館 44
15	宿苑 勘兵衛	美山町内久保	15	
16	民宿 みやま	美山町長谷	120	
17	美山Futon&Breakfast	美山町島		1日1組
18	百日紅	美山町上司	12	
19	きぐすりや	美山町鶴ヶ岡	32	
20	旬季庵	美山町三埜		1日1組
21	京都美山さいふおん亭	美山町大野	12	
22	美山ハイマートユースホテル	美山町小湊	13	
23	粹仙庵	美山町檜原		1日1組
24	いおり山荘	美山町音海	70	
計			690	

5 輸送バス一覧

No	バス所有者	乗車人数(人)	台数	輸送人員	備考
1	南丹市	47	1	47	
2	南丹市	34	2	68	
3	南丹市	46	1	46	
4	南丹市	57	2	114	
5	南丹市	59	2	118	
6	南丹市	28	5	140	
7	南丹市	58	1	58	
8	南丹市	14	1	14	
	計	343	15	605	
9	(有)美山観光バス	27	2	54	民間
10	株式会社 京都みやび観光	61	1	61	〃
11	株式会社 京都みやび観光	54	1	54	〃
12	株式会社 京都みやび観光	28	3	84	〃
13	京阪京都交通株式会社	54	10	540	〃
14	(有)中京交通	40	1	40	〃
15	(有)中京交通	45	1	45	〃
16	(有)中京交通	28	4	112	〃
17	(有)中京交通	20	2	40	〃
	計	357	25	1,030	
18	市有マイクロバス(八木支所)	28	1	28	
19	市有マイクロバス(日吉支所)	24	1	24	
20	市有マイクロバス(教育委員会)	24	1	24	
	計	76	3	76	
計		776	43	1,711	

6 南丹市医療診療施設一覧

No		施設名	施設住所	電話番号	備 考
1	美山町	(医財)美山健康会 美山診療所	美山町安掛下8	75-1113	
2		(医財)美山健康会 宮島診療所	美山町静原森ヶ下14-1	75-0272	
3		林健センター診療所(市直営)	美山町鶴ヶ岡釈迦堂前14-1	76-0201	
4		大萱医院 美山分室	美山町中上前69-1	77-0213	
5		中西耳鼻咽喉科美山分院	美山町内久保山ノ神-6	77-0833	
6		荒木歯科医院	美山町静原森ヶ下14-1	75-0271	
7		みやま岡田歯科医院	美山町中上前83 知井会館1F	77-0010	
8	日吉町	藤岡五ヶ荘診療所	日吉町四ツ谷堂中25	73-0203	
9		藤岡五ヶ荘第2診療所	日吉町田原東雲2-23	72-1014	
10		(医)吉田医院	日吉町殿田尾崎8	72-0022	
11		胡麻佐野診療所	日吉町胡麻才ノ本4	74-0022	
12		明治国際医療大学附属病院	日吉町保野田ヒノ谷6-1	72-1221	
13		鈴木歯科医院	日吉町胡麻の場1-1	74-3418	
14	園部町	(医)丹医会 園部丹医会病院	園部町美園町5号8-7	62-0515	
15		(医)川西診療所	園部町宮町36	62-0139	
16		(医)仁丹医院	園部町河原町4号13	62-0234	
17		廣野医院	園部町若松町115	62-0218	
18		富井内科医院	園部町横田3号151	68-2550	
19		南八田診療所	園部町南八田縄手27-1	65-0048	
20		高屋こども診療所	園部町小山東町平成台1-5-1	68-1155	
21		(医)吉田小児科内科医院	園部町上木崎町寺ノ下27-8	63-1458	
22		げんの耳鼻咽喉科医院	園部町上木崎町寺ノ下27-1	68-1313	

No	施設名	施設住所	電話番号	備 考
23	さとう眼科医院	園部町木崎町土手下5-6	63-1806	
24	京丹アイクリニック	園部町上木崎町寺ノ下27-1	63-5511	
25	(医)ひまわり会 河野歯科医院	園部町横田4-22	63-1322	
26	高屋歯科医院	園部町本町22	62-0144	
27	(医)ムネカワ歯科	園部町上本町南2-18	63-0819	
28	村井歯科医院	園部町美園町6-13	63-0348	
29	元村歯科医院	園部町栄町3号14-5	63-1156	
30	山田歯科医院	園部町若松町3番地	62-0019	
31	大町歯科医院	園部町上木崎町大將軍19-1	68-2217	
32	寺澤皮膚科医院	園部町美園町6-19-2	86-8181	
33	公立南丹病院	八木町八木上野25	42-2510	
34	きむら診療所	八木町西田北條30-2	43-0860	
35	坂井医院	八木町八木東久保20-1	42-2531	
36	福井医院	八木町船枝半入33-1	42-4723	
37	山田医院	八木町八木鹿草34	42-2306	
38	神吉診療所	八木町神吉西河原16	44-0355	
39	石原医院	八木町八木鹿草89	43-2800	
40	(医)みどり会 嶋村歯科診療所	八木町八木野條33	42-5897	
41	(医)兼仁会 秋田歯科	八木町八木西町裏13	42-2345	

南丹市原子力災害対策住民避難計画

平成 2 5 年 2 月策定

平成 2 6 年 2 月改定